

奈良県告示第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画公園六・五・三号浄化センター公園

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和郡山市宮堂町及び磯城郡川西町下永地内